

電子申請をご利用のお客様へ

原本(書面)提出を必要とする電子申請の確認交付日について

令和6年4月26日

平素より NICE WEB 申請をご利用いただき誠にありがとうございます。

電子申請での建築確認申請、計画変更確認申請では、「**浄化槽設置票**」、「**計画変更前の確認済証**」の**原本(書面)**を弊社受付窓口もしくは郵送での提出が必要となっています。

これら原本(書面)の提出は申請手続きであるため、**今後はこれらの原本(書面)が提出された後の、交付日**とさせていただきますのでご了承のほどよろしくお願い致します。

これにより、**確認交付日**は、「**手数料支払日**」「**消防同意日**」「**原本提出日**」のいずれかの**遅い日以降**となりますので、あらかじめご承知のうえ手続きを頂きますようよろしくお願い致します。

なお一層、お客様の円滑な申請手続きとなるよう努めてまいります。



岡山県建築住宅センター株式会社